

令和5年3月31日

執行アドバイザーの委嘱について

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）の行政措置等に関する規定については、令和5年4月1日に施行されます。

消費者庁においては、不当寄附勧誘防止法の行政措置を行う際には、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しながら、行政措置の要件の該当性等を適切に判断することができるように、令和5年4月1日付けで各分野の有識者に執行アドバイザーを委嘱することとしています。委嘱することとしている有識者の氏名等は、別紙を御参照ください。

<別紙>

石井 研士 國學院大學神道文化学部教授

貝阿彌 誠 弁護士（大手町法律事務所）

中島 宏 山形大学人文社会科学部教授

萩原なつ子 認定特定非営利活動法人日本NPOセンター代表理事

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

（敬称略、五十音順）